

重要事項説明書

(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 慶生会
代表者氏名	理事長 永井正史
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府大阪市生野区巽東四丁目 11 番 10 号 06-6758-0088
法人設立年月日	昭和 61 年 4 月 12 日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	慶生会住道ヘルパーステーション
介護保険指定 事業者番号	大東市指定 第 2791900232 号
事業所所在地	大阪府大東市三住町 2-7 シティワース 201 号
連絡先 相談担当者名	TEL : 072-889-1717 FAX : 072-806-2885 (管理者) 奥野 尊宣
事業所の通常の 事業の実施地域	大東市全域

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	社会福祉法人慶生会が設置する慶生会住道ヘルパーステーションにおいては、居宅要介護者（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 2 項に規定する居宅要介護者をいう。以下同じ。）に対し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	法人の綱領である「和敬・愛語・感謝」を精神的支柱として人と和を重んじ人間の良き関係を求めて社会福祉事業に邁進し役割を果たす。地域においては、他施設や保険・医療などの関係機関との連携を強化しその中心的役割を担い地域福祉の向上に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	365 日
営業時間	24 時間

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	365 日
サービス提供時間	24 時間

(5) 事業所の職員体制

管理者	奥野 尊宣
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	1 事業所の従業者・業務の管理を一元的に行います。 2 法令等において規定されている指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	1名 オペレーター・ 訪問介護員と兼務
計画作成責任者	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行います。	3名以上 オペレーター・ 訪問介護員と兼務
オペレーター	1 利用者又はその家族等からの通報に対応します。 2 計画作成責任者及び定期巡回サービスを行う訪問介護員と密接に連携し、利用者の心身の状況等の把握に努めます。 3 利用者又はその家族に対し、相談及び助言を行います。 4 事業所に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整を行います。 5 訪問介護員等に対する技術的指導等のサービスの内容の確認を行います。	5名以上 内、4名 計画作成責任者・ 訪問介護員と兼務
定期巡回サービスを行う訪問介護員等	定期的な巡回により、排せつの介護、日常生活上の世話等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行います。	5名以上 計画作成責任者・ オペレーターと兼務
随時訪問サービスを行う訪問介護員等	利用者からの通報によりその者の居宅を訪問し、日常生活上の緊急時の対応等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行います。	5名以上 計画作成責任者・ オペレーターと兼務
訪問看護サービスを行う看護師等	主治医の指示によりその者の居宅を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助等の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行います。	看護職員〇名 看護師 〇名 常勤 〇名 非常勤 〇名 准看護師 〇名 常勤 〇名 非常勤 〇名

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成	1 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成します。 2 利用者に応じて作成した計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。 3 計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付します。 4 作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、さらに作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の変更を行います。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容	1 利用者又はその家族に対する相談、助言等を行います。 2 利用者からの随時の連絡に対する受付、相談等を行います。 3 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に基づき、排せつ介助、体位交換、移動・移乗介助、その他の必要な介護を行います。 4 利用者からの随時の連絡に対応した排せつ介助、体位交換、移動・移乗介助、その他の必要な介護を行います。 5 主治医の指示による、療養上の世話又は必要な診療の補助等を行います。
---------------------	--

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 介護保険給付サービス利用料金

- (a) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（連携型以外）
 ・訪問看護サービスを行わない場合

要介護度	基本単位	利用料（円）	利用者負担額（円）		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	5,446	60,178	6,018	12,036	18,054
要介護2	9,720	107,406	10,741	21,482	32,222
要介護3	16,140	178,347	17,835	35,670	53,505
要介護4	20,417	225,607	22,561	45,122	67,683
要介護5	24,692	272,846	27,285	54,570	81,854

- ・訪問看護サービスを行う場合

要介護度	基本単位	利用料（円）	利用者負担額（円）		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	7,946	87,803	8,781	17,561	26,341
要介護2	12,413	137,163	13,717	27,433	41,149
要介護3	18,948	209,375	20,938	41,875	62,813
要介護4	23,358	258,105	25,811	51,621	77,432
要介護5	28,298	312,692	31,270	62,539	93,808

- (b) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（連携型）

要介護度	基本単位	利用料（円）	利用者負担額（円）		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	5,446	60,178	6,296	12,591	18,886
要介護2	9,720	107,406	11,236	22,472	33,707
要介護3	16,140	178,347	18,656	37,312	55,968
要介護4	20,417	225,607	23,600	47,199	70,799
要介護5	24,692	272,846	28,541	57,082	85,623

(c) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（夜間訪問のみ）

要介護度	基本単位	利用料 (円)	利用者負担額（円）		
			1割負担	2割負担	3割負担
基本夜間訪問型サービス費	989	10,928	1,093	2,186	3,279
定期巡回サービス費（回）	372	4,110	411	822	1,233
随時訪問サービス費（Ⅰ）（回）	567	6,265	627	1,253	1,880
随時訪問サービス費（Ⅱ）（回）	764	8,442	845	1,689	2,533

※月途中からの利用開始または利用中止の場合、日割り日額を乗じた利用料となります。

※利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費は算定しません。

※<<通所サービス利用時の調整（1日につき）※夜間訪問のみ利用者除く>>

通所介護、通所リハビリテーション若しくは認知症対応型通所介護を利用している利用者は、所定単位数から、当該月の通所系サービスの利用日数に以下の単位数を乗じて得た単位数を減じたものを、当該月の所定単位数とします。

(a) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（連携型以外）

・訪問看護サービスを行わない場合

要介護度	基本単位	利用料（円）	利用者負担額（円）		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	62	685	69	137	206
要介護2	111	1,226	123	246	368
要介護3	184	2,033	204	407	610
要介護4	233	2,574	258	515	773
要介護5	281	3,105	311	621	932

・訪問看護サービスを行う場合

要介護度	基本単位	利用料（円）	利用者負担額（円）		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	91	1,005	101	201	302
要介護2	141	1,558	156	312	468
要介護3	216	2,386	239	478	716
要介護4	266	2,939	294	588	882
要介護5	322	3,558	356	712	1,068

(b) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（連携型）

要介護度	基本単位	利用料（円）	利用者負担額（円）		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	62	685	69	137	206
要介護2	111	1,226	123	246	368
要介護3	184	2,033	204	407	610
要介護4	233	2,574	258	515	773
要介護5	281	3,105	311	621	932

(4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本 単位	利用料 (円)	利用者負担額 (円)			算定回数等
			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
初期加算	30	331	34	67	100	1日につき
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1,200	13,260	1,326	2,652	3,978	1月につき
口腔連携強化加算	50	552	56	111	166	1月につき
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	325	3,591	360	719	1,078	1月につき
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	315	3,480	348	696	1,044	1月につき
特別管理加算(Ⅰ)	500	5,525	553	1,105	1,658	1月につき
特別管理加算(Ⅱ)	250	2,762	277	553	829	1月につき
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	325	3,591	360	719	1,078	1月につき
特別管理加算(Ⅰ)	500	5,525	553	1,105	1,658	1月につき
ターミナルケア加算	2,500	27,625	2,763	5,525	8,288	死亡月に1回
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	750	8,287	829	1,658	2,487	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※ (夜間訪問のみ)	22	243	25	49	73	1回につき
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位 数の 245/1000	左記の単 位数×地 域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種 加算・減算を加えた総 単位数(所定単位数)

※ 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)は、利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応でき、計画的に訪問することとなっていない緊急時の訪問を必要に応じて行う体制等の整備が行われている場合に算定します。

緊急時訪問看護加算(Ⅱ)は、利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制がある場合に算定します。

※ 特別管理加算は、訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とする以下の利用者に対して、訪問看護サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。

特別管理加算(Ⅰ)を算定する場合の利用者について

医科診療報酬点数表に掲げる在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態の方。

特別管理加算(Ⅱ)を算定する場合の利用者について

- ・医科診療報酬点数表に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態の方
- ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態の方
- ・真皮を超える褥瘡の状態の方
- ・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態の方

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に算定します。その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

イ 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

ロ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※ 初期加算は、当事業所の利用を開始した日から30日以内の期間について算定します。

※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、一体型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の従業者が退院時共同指導を行った後、初回の訪問看護サービスを行った場合に算定します。

※ 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ）は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出している場合に算定します。

※ 口腔連携強化加算は、従業員が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うにあたって、厚生労働大臣が定める基準における歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保している場合に算定します（他事業所で口腔連携強化加算、口腔・栄養スクリーニング加算、居宅療養管理指導費を算定している場合は除く）。

※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行った場合に算定します。

※ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

※ 地域区分別の単価（3級地11.05円）を含んでいます。

※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

(5) その他の費用について

以下の金額は利用料の全額が利用者の負担になります。

サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担となります。
---------------------------------------	----------------

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

<p>① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等</p>	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者あてにお届け（郵送等）します。</p>
<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア 請求月の 20 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>（ア）利用者指定口座からの自動振替（郵貯、銀行等） 【ゆうちょ銀行】 ※自動振替：20 日、再自動振替：28 日 【その他金融機関】 ※自動振替：20 日 但し、自動振替日が土日祝祭日の場合は、翌営業日となります。</p> <p>（イ）事業者指定口座への振り込み （ウ）現金支払い</p> <p>イ 支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管してください。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 3 ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

※ その他の費用について、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付します。

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行います。
- (3) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明いたします。その内容及び支払いに同意される場合は、同意する旨の文書に署名いただきます。
- (4) サービス提供は「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」に基づいて行います。なお、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。
- (5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

(6) 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。

職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。

6 衛生管理等

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

7 緊急時の対応方法について

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

事故の状況及び事故に際して採った処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

また、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	対人・対物・人格権侵害・経済的侵害

9 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情または相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ状況の聞き取りの為訪問し事情の確認を行う
 - 管理者は訪問介護員に事実関係の確認を行う
 - 相談担当者は把握した状況を管理者と共に検討を行い対応の決定をする
 - 応内容に基づき必要に応じて関係者への連絡調整を行うと共に利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う(時間を要する内容もその旨を翌日まで連絡する)

(2) 苦情申立の窓口

<p>【事業者の窓口】 慶生会住道ヘルパーステーション (定期巡回・随時対応型訪問介護看護)</p> <p>担当：(管理者) 奥野 尊宣</p>	<p>所在地 大東市三住町2番7号 シティワース201号</p> <p>電話番号 072-889-1717 ファックス番号 072-806-2885</p> <p>受付時間 月～土曜日 午前9時～午後5時30分</p> <p>(オペレーター) 080-2428-8807</p>
<p>【市町村(保険者)の窓口】 大東市役所 保健医療部 高齢介護室介護保険グループ</p>	<p>所在地 大東市谷川1丁目1番1号</p> <p>電話番号 072-870-0475 (直通) ファックス番号 072-872-8080 (直通)</p> <p>受付時間 9:00～17:30(土日祝は休み)</p>
<p>【公的団体の窓口】 大阪府福祉部 高齢介護室介護事業者課 居宅グループ</p>	<p>所在地 大阪府中央区大手前3丁目2-12</p> <p>電話番号 06-6944-7099 ファックス番号 06-6910-7090</p> <p>受付時間 月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時30分</p>
<p>【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会</p>	<p>所在地 大阪府中央区常盤町1丁目3-8 中央大通FNビル</p> <p>電話番号 06-6949-5418</p> <p>受付時間 9:00～17:00(土日祝は休み)</p>

10 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>ア 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>イ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>イ 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

12 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

<p>虐待防止に関する担当者</p>	<p>(管理者) 奥野 尊宣</p>
--------------------	--------------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等について記録し5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

14 心身の状況の把握

指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

15 居宅介護事業者との連携

- (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとします。

16 地域との連携について

- (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、地域包括支援センターの職員等により構成される協議会（以下、「介護・医療連携推進会議」といいます。）を設置し、概ね6ヶ月に1回以上、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議の評価を受けます。
- (2) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、①の評価、要望、助言等についての記録を作成し、当該記録を公表します。

17 サービス提供の記録

- (1) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はそのサービスを提供した日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

18 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19 合鍵の管理法等について

- (1) 随時対応の緊急訪問が適切に行えるように、基本的には自宅敷地内にキーボックスの設置をお願いし、キーナンバーを事業所で厳重に保管いたします。
- (2) キーボックスが設置できない場合には、随時対応の緊急訪問が適切に行えるように合鍵を預かり、事業所のキーボックスに保管します。
- (3) スペアーキー作成の必要がある場合は、費用は利用者負担となります。
- (4) 合鍵の預かりの同意を、鍵預書にて行います。
- (5) 合鍵の紛失、盗難等の事故が起きた場合は、すみやかに対処し、ご通知いたします。
- (6) サービス終了時や返却のご要望があった場合は、すみやかに返却いたします。

